

新旧対照表

新	旧
<p>第4章 役員及び職員</p> <p>(職務)</p> <p>第15条 会長は、この法人を代表し、その業務を総理する。</p> <p>2 会長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。</p> <p>3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。</p> <p>4 <u>専務理事は常勤とし、会長を補佐し、事務局業務を統括する。</u></p> <p>5 <u>理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。</u></p> <p>6 <u>監事は、次に掲げる職務を行う。</u></p> <p>……以下略……</p> <p>(議決)</p> <p>第28条</p> <p>3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があつたものとみなす。<u>また、書面の同意に代えてファクシミリ、電磁的方法も可能とする。</u></p>	<p>第4章 役員及び職員</p> <p>(職務)</p> <p>第15条 会長は、この法人を代表し、その業務を総理する。</p> <p>2 会長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。</p> <p>3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。</p> <p>4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。</p> <p>5 監事は、次に掲げる職務を行う。</p> <p>……以下略……</p> <p>(議決)</p> <p>第28条</p> <p>3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があつたものとみなす。</p>
	<p>第5章 総会</p>